

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 3 1 日

各乳児等通園支援事業実施施設長 様

足立区教育委員会

足立区における「乳児等通園支援事業」の利用者負担の取扱いについて

記

1 足立区民が貴施設を利用する場合

足立区民が貴施設を利用する際には、利用開始前に必ず貴施設から担当所管へご連絡いただきますようお願いいたします。手続き等について案内します。

2 足立区認定児童の利用者負担の取扱い

児童 1 人 1 時間あたり 3 0 0 円（月 1 0 時間まで）を上限に、「利用者負担相当額」に対する補助を足立区が利用者に償還払いで行います。

なお、貴施設が設定している利用者負担額が 3 0 0 円を超える場合、その差額分を利用者から徴収していただいて構いません。

3 公定価格の請求

足立区民が貴施設を利用した場合、「公定価格」の請求は総合支援システムを通じて行ってください。

4 実績報告書の提出

足立区民が貴施設を利用した場合、実績報告書を翌月の 1 5 日までに提出してください。なお、報告書は足立区が定めるフォーマットに従って提出をお願いいたします。フォーマット及び提出方法については、担当所管より案内します。

5 利用可能時間

足立区民が貴施設を利用できる時間は、月 1 0 時間までとなります。貴施設の所在地自治体の規定に関わらず、この時間制限が適用されます。

6 問い合わせ（担当所管）

施設種別ごとに問い合わせ先が異なります。詳細については、以下の HP をご参照ください。

URL <https://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-nyuuen/kugai-daretsu.html>

以上